

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成29年11月2日(2017.11.2)

【公開番号】特開2016-137743(P2016-137743A)

【公開日】平成28年8月4日(2016.8.4)

【年通号数】公開・登録公報2016-046

【出願番号】特願2015-12253(P2015-12253)

【国際特許分類】

B 6 0 R 21/207 (2006.01)

B 6 0 N 2/427 (2006.01)

B 6 0 N 2/58 (2006.01)

【F I】

B 6 0 R 21/207

B 6 0 N 2/427

B 6 0 N 2/58

【手続補正書】

【提出日】平成29年9月21日(2017.9.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

人が着座するシートクッションと前記シートクッションの後端に立設されたシートバックと前記シートバックの表面を覆うトリムカバーとを備え、エアバッグ袋体と前記エアバッグ袋体の周囲に設けられ一端部が前記トリムカバーの展開部に縫製された力布とを有するサイドエアバッグが前記シートバックの側部に設けられ、前記エアバッグ袋体は膨張することにより前記展開部を裂開してシートバックの外側に膨出する車両用シートにおいて、

前記力布は、前記トリムカバーに縫製される一端部に、末端が折り返された折り返し縫製部を備え、

前記折り返し縫製部は、前記力布が折り返されて重なり合う重複部と、前記トリムカバーに縫製される縫い線に沿う方向において前記重複部の端部に設けられた非重複部とを有し、

前記折り返し縫製部は、前記トリムカバーに対して、前記重複部と前記非重複部とに跨って縫製されたことを特徴とする車両用シート。

【請求項2】

請求項1に記載の車両用シートにおいて、

前記トリムカバーは、前記シートバックの前面側に配されたメイン部と、前記シートバックの側面側に配されたまち部とを有し、

前記展開部は、前記メイン部と前記まち部とが縫い糸により縫製されて構成され、

前記力布は、前記メイン部に縫製された第一の力布と、前記まち部に縫製された第二の力布とを有し、

前記第一の力布と前記メイン部との縫製部は、前記展開部を縫製する縫い糸に対して、前記第一の力布に設けられた折り返し縫製部の折り山側に位置し、

前記第二の力布と前記まち部との縫製部は、前記展開部を縫製する縫い糸に対して、前記第二の力布に設けられた折り返し縫製部の折り山側に位置することを特徴とする車両用

シート。

【請求項3】

請求項2に記載の車両用シートにおいて、

前記非重複部は、前記力布の一方の縁に設けられた三角形状部によって構成され、

前記折り返し縫製部の前記折り山は、前記三角形状部の一辺に一致していることを特徴とする車両用シート。

【請求項4】

請求項3に記載の車両用シートにおいて、

前記力布の他方の縁に三角形状の突状部を有し、

前記折り山は、前記突状部を形成する三角形状の頂点を通ることを特徴とする車両用シート。